議 会だより

学童保育の充実・発展を 願って提言を発表しました

豊かな放課後を一公的責任で学童保 は「学童保育の充実で子どもたちに 表しました。 育の施策拡充を求める提言~」を発 童保育連絡協議会 (以下、全国連協 二〇二三年一一月一七日、全国学

二〇二二年六月に、四年ぶりに再開 するための提言です。二〇二三年 することを願って、広く社会に発信 たすことができ、さらに充実・発展 拡充を求める」国会請願署名が第 保育(放課後児童健全育成事業)の 四月に創設されるこども家庭庁と、 全会一致により採択されたことか ら、学童保育がその本来の役割を果 二〇八国会(二〇二二年六月)で 全国連協が取り組んできた「学童

> め、それぞれに提言内容を添えまし された「放課後児童対策に関する専 映されることを期待します。 口委員会」に、この提言が正しく反 提言は以下の四項目についてまと

国や市町村の基準を順守して、 にもとづく質の確保を 「放課後児童クラブ運営指針」

2 市町村の実施責任を明確にし、 数体制の実現を 持った職員の専任・常勤・複 事業の根幹を担う専門性を

3 子どもの育ちを保障してきた 学童保育の実績を信頼し、 策に当事者の声の反映を

第二〇八回国会で採択された 成事業)の拡充を求める請願. 「学童保育(放課後児童健全育

は国の責任で具体化を

4

童保育はこれまで、地域のさまざま 庭の実態と願いに応じた、地域の住 当事者の声の反映を」の項目では 童館や児童遊園、図書館や公民館な り、施設や事業が求められます。学 民や文化との多様で豊かなかかわ ○ 子どもの育ちには、子どもや家 た学童保育の実績を信頼し、施策に な場所や施設、たとえば、地域の児 つぎのように提言しています。 「3.子どもの育ちを保障してき

こども食堂、学習支援の場などとと びつづけてきました。これらは直接 童保育は児童館や青少年センター、 させることが必要です。 設や事業内容、取り組みの役割や理 となく、地域に根ざしていることが どの社会教育施設などを活用するこ きるよう、施策に当事者の声を反映 念をお互いに尊重しながら、連携で 日常であるとともに、それぞれの施 の施設内や学校内だけで完結するこ ました。子どもの生活が、学童保育 とを通じて、豊かな活動を行ってき ○ こども家庭庁創設にあたり、学 という位置づけが必要です。

もに、「成育部門」の「相談対応や ます。学童保育にも「育ちの保障」 ともに、成長・発達の場であり、人 せる継続的な「生活の場」であると だけではなく、安心して安全に過ご られています。学童保育は、子ども のこどもの育ちの保障」に位置づけ す。一方、保育所は「就学前の全て 場所づくり」に位置づけられていま 情報提供の充実、全てのこどもの居 格の形成をめざす一助ともなってい にとって「居場所」という位置づけ

保育実践を行ってきました。指導 の研修をはじめ、さまざまな場で学 け、専門性を高めるべく、資格付与 害児支援があります。学童保育では 援部門」として、児童虐待防止、い かねてより、これらも視野に入れた 貧困対策、ひとり親家庭の支援、障 じめ防止及び不登校対策、子どもの 員はそのための知識や技能を身につ ○ こども家庭庁の主な事務に、「支

題の予防や解決の一助となり、関係 生まれるよう働きかけることで、問 もに接するときの気持ちのゆとりが 労等を保障すること、保護者が子ど ないかもしれませんが、保護者の就 的には虐待、貧困の解決につながら 労働省社会保障審議会児童部会「放 課後児童対策に関する専門委員会. くりに関する調査研究の委員に届け の委員、内閣官房こどもの居場所づ

されました。

関する検討ワーキンググ 「第三回児童館のあり方に

二〇二三年一一月二三日、社会保 ループ」開催

きます。子どもの育ちを保障してき

機関につなぐ役割を果たすことがで

た学童保育の実績を信頼し、施策に

とが必要です。

学童保育関係者の声を反映させるこ

ことが示されています。 りまとめ、専門委員会に報告する 三回児童館のあり方に関するワーキ 「本ワーキンググループの議論をと ンググループが開催されました。 第一回ワーキンググループでは、

調査の記者発表で紹介したほか、厚

この提言は、全国連協の実施状況

障審議会児童部会「放課後児童対策 に関する専門委員会」のもとで、第 えで、以下の項目が設けられていま とされている『こどもの居場所づ では、「令和五年度に創設される『こ いて整理を行った」と前置きしたう くり指針(仮称)』の策定に向けて ども家庭庁』において取り組むこと 童館が果たすべき機能・役割等につ 継続的な議論が行えるよう、今後児

た上で、更に推し進めることは、各

目治体においてこどもたちに安定し

割について社会保障審議会児童部 課後児童対策における児童館の役 パープでは、「資料1 今後の放 このたびの第三回ワーキンググ 放課後児童対策に関する専門 4児童館の制度について ②ソーシャルワークを含めた福祉 (1)こどもの居場所としての児童館 2. 今後の児童館のあり方 ③大型児童館を中心とした、地域 における児童館全体の機能強化 的課題への対応強化 機能・役割の強化 児童館の現状と課題

ラン」「放課後子供教室」を所管す 準備室、「新・放課後子ども総合プ 準備中の内閣官房こども家庭庁設立 課、「こども家庭庁」創設に向けて 生労働省子ども家庭局子育て支援

進課、学童保育に関わる議員連盟の る文部科学省総合政策局地域学習推

国会に議席を持つ政党・会派、厚生

委員会児童館のあり方に関する検

放課後児童クラブ)推進議員の会」、 つである「自由民主党学童保育

> 討ワーキンググループ とりまとめ (案)」(以下、とりまとめ案) が示 「とりまとめ(案)」の「はじめに は、『こどもの居場所づくり』を推 は他にないことにくれぐれも留意し 居場所として確立してきた。すべて おいて公的な性格を有するこどもの 進するとしている。児童館は地域に のこどもを対象とする児童福祉施設 そして、「こども家庭庁において

くり指針(仮称)』とガイドライン 府で検討される『こどもの居場所づ

がると考える。その際には、今後政 た居場所を多く提供することにつな

す。

提言を踏まえて、議論を継続いただ 役割に大いに期待する。また、今後 えられる」「今後の『こどもの居場 との整合を検討する場面も必要と考 所づくり』に対するこども家庭庁の の児童館のあり方については、この

員会」は、二〇二三年三月に「専門 委員会とりまとめ(仮称)」を公表 きたい」とまとめられています。 「放課後児童対策に関する専門秀

する予定です。